

社会福祉法人 大阪狭山博悠会

役員等の報酬等に関する規定

(趣旨)

第1条 この規定は、社会福祉法人大阪狭山博悠会（以下「本法人」という。）の定款第23条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規定において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に関わらず、無報酬とする。役員等が法人業務を行うときは、別に定める出張旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。

(補足)

第8条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定めるものとする。

附則

この規定は、平成29年6月18日から施行する。